

令和4年9月9日

保護者の皆さま

太子町教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に関する対応について

平素は、町の教育行政及び学校園の教育活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

各ご家庭におかれましては、日々の検温や健康観察をはじめ、いろいろとご協力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、龍野健康福祉事務所管内においても、新型コロナウイルス新規感染者が依然として高い水準のままとなっております。2学期には、多くの学校行事も予定されておりますが、感染症対策を徹底しながら、できる限りの教育活動を実施していきたいと考えております。

つきましては、当面の対応を下記のとおりといたしますので、引き続きご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、地域の感染状況又は学校園内の感染状況により、下記対応が変更になる場合があります。

記

1 陽性者の待機期間について（園児児童生徒及び教職員）

(1) 有症状患者

- ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能とします。ただし、一定の発症リスクが残存することから、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等の感染対策を徹底してください。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に解除可能とします。ただし、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等の感染対策を徹底してください。

2 濃厚接触者の待機期間について（園児児童生徒及び教職員）

濃厚接触者の待機期間は、特定された濃厚接触者の待機期間が最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間を経過した場合には6日目に解除可能とします。ただし、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等の感染対策を徹底してください。

※ なお、一定の条件を満たす場合においては、上記期間が短縮される場合があります。詳細は学校園にご相談ください。また、学校園内での感染拡大防止のため、記載の日数等を遵守いただきますよう、お願いいたします。